

厚生労働省告示第二百六十五号

厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成十一年厚生省告示第九十六号）第十一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十年五月一日から適用する。

平成二十年四月十日

厚生労働大臣 舛添 要一

厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

平成十八年七月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）附則第十三条に規定する転換を行う病院又は診療所の開設者（介護老人保健施設の開設許可に係る申請を行う者であつて厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成十一年厚生省告示第九十六号）第一号から第十号までに掲げる者を除く。）